

初山別村 I C T 活用推進基本計画

令和6年2月

北海道苫前郡初山別村

目次

第1	計画の基本的な考え方.....	1
1	本計画の策定趣旨.....	1
2	本計画の位置づけ.....	2
3	本計画の推進期間.....	2
第2	国民生活や経済活動における社会情勢と ICT の動向.....	3
1	国民生活や経済活動における社会情勢.....	3
2	ICTなどの未来技術をめぐる動向.....	6
第3	ICTに関する国の取組.....	8
1	Society5.0 の推進.....	8
2	行政のデジタル化の推進.....	9
3	地域のデジタル化の推進.....	11
1	北海道における情報化推進施策.....	13
2	北海道創生総合戦略.....	15
第5	初山別村の現状及び課題.....	16
1	初山別村の概要.....	16
2	初山別村が抱える課題.....	17
3	ICT分野におけるこれまでの取組.....	22
第6	ICTの活用に関する基本の方針.....	25
1	基本理念.....	25
2	基本方針.....	25
第7	ICTの活用に関する施策の展開.....	26
1	施策の全体像.....	26
2	基本方針1：ICTを活用した地域課題の解決.....	26
3	基本方針2：ICTを活用した村民の利便性向上.....	30
4	基本方針3：オープンデータの活用推進.....	32
5	基本方針4：誰ひとり取り残さないデジタル化.....	32
第8	施策の推進体制.....	35
1	推進体制の整備について.....	35
2	計画の進捗管理について.....	35

第1 計画の基本的な考え方

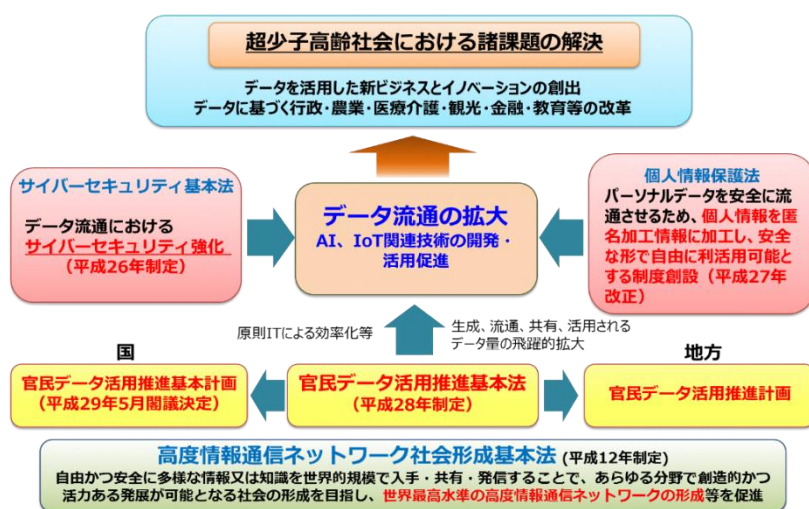
1 本計画の策定趣旨

情報通信技術（以下「ICT」という。）は、ヒト、モノ、資本のグローバル化が進む中、経済発展や産業振興のみならず、日常生活にも浸透し、様々な場面で大きな役割を担うようになってきている。

スマートフォンやタブレット端末の普及、ネットワークの飛躍的な高速化・大容量化により、個人や事業者等間で文字、音声、画像データだけでなく、位置情報、センサー情報をはじめとした即時に蓄積される情報など、あらゆるモノがインターネットを通じてつながることで、様々な知識や情報が共有され、そこから得られる大量のデータを活用し、今までにない新たな価値観の創造とともにAIやロボット、自動運転技術などの新技術で人口減少や少子高齢化から生じる地域課題の克服や社会の変革を通じて、一人ひとりが快適で活躍できる持続可能な社会が実現されることが期待されている。

このような状況を踏まえ、国は、行政機関や事業者等が保有するデータ（以下「官民データ」という。）を活用する環境を総合的かつ効果的に推進し、住民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境を実現することを目的として、平成28年に官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）を施行し、都道府県や市町村に対し官民データ活用の推進に関する計画を策定することを求めている。

本村においても、このような社会情勢を踏まえ、ICTを積極的に活用して地域課題の解決を図り、また、住民の利便性を高める行政運営及びサービス提供を行うことで、第8期初山別村総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の将来像である「人と自然 結び合いきらめく村 しょさんべつ」の実現を目指すことを目的とし、本計画を策定することとした。

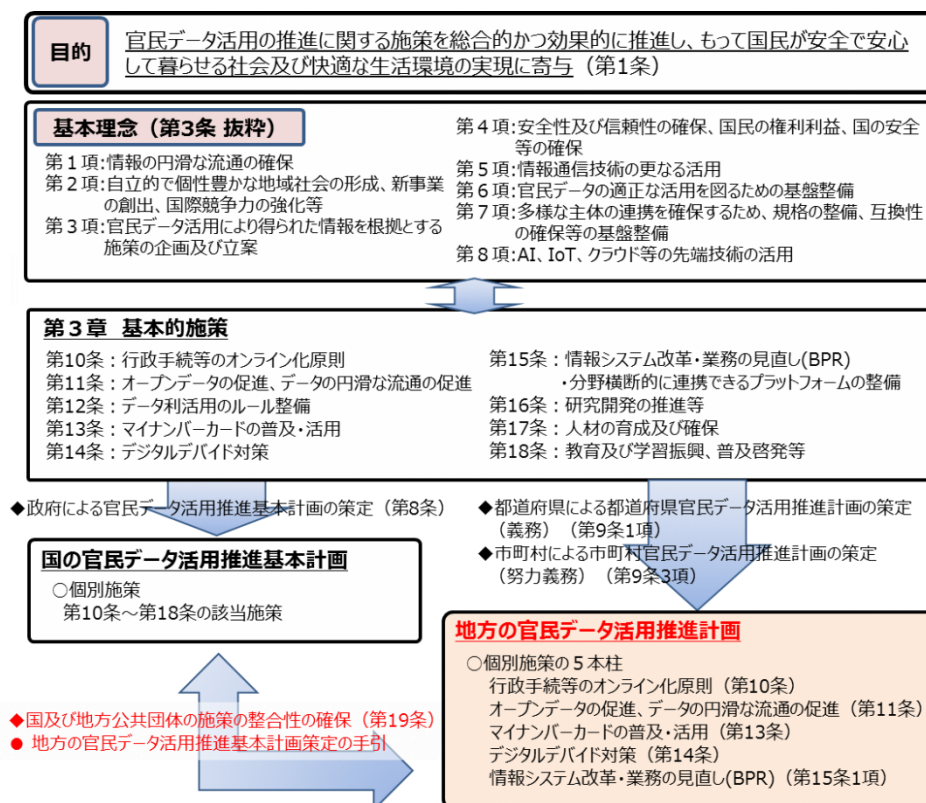


資料：内閣官房「市町村官民データ活用推進計画策定手引」

2 本計画の位置づけ

本計画は、総合振興計画が示す施策の基本的な方向に沿って策定するものである。総合振興計画における基本施策をICTの視点からとらえ、また、社会の動向や国及び北海道が進める施策を踏まえ、本村が取り組むICT施策を体系化して示す。

また、官民データ活用推進基本法第9条第3項に基づく官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画として位置付ける。



3 本計画の推進期間

本計画の推進期間は、令和6年度から令和9年度までの3年間とし、技術の進展や創造、社会情勢の変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを図ることとする。

第2 国民生活や経済活動における社会情勢と ICT の動向

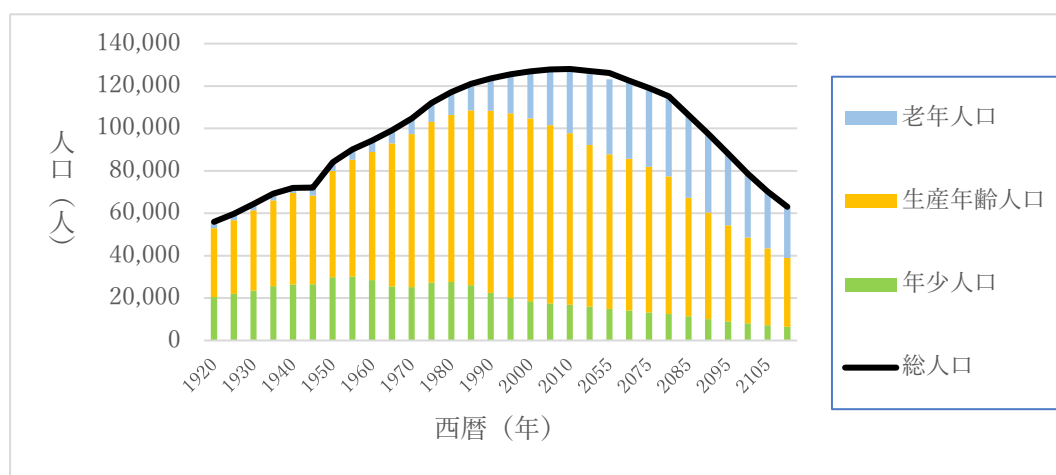
1 国民生活や経済活動における社会情勢

(1) 人口減少と少子高齢化の急速な進行

我が国の総人口は、明治維新後、増加を続け、昭和 42 年(1967 年)に 1 億人を突破し、平成 20 年(2008 年)に 1 億 2,808 万人のピークに達した。その後、人口は減少に転じ、令和 4 年(2022 年)11 月時点で 1 億 2,491 万人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の「日本の将来推計推計(令和 5 年推計)」によると、総人口は今後も減少し続け、2056 年に 1 億人を割るものと推計されている(表 2-1)。

【表 2-1】我が国の人口推移



資料：総務省統計局「日本の統計 2023」を基に作成

また、老年人口(65 歳以上)、生産年齢人口(15 歳以上 64 歳以下)、年少人口(15 歳未満)の年齢 3 区分別の人口は、1970 年代に総人口に占める生産年齢人口の割合がピークを迎え、平成 2 年(1990 年)に年少人口が総人口の 20%を割り、その後も徐々に減少している一方、老年人口は増加し続け、令和 2 年時点で総人口の約 30%を占めており、少子高齢化が進行している。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大による社会情勢の変化

令和 2 年(2020 年)当初から新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、人々の生活のみならず、経済や社会のみならず、行動意識や価値観にまで大きな影響を及ぼした。

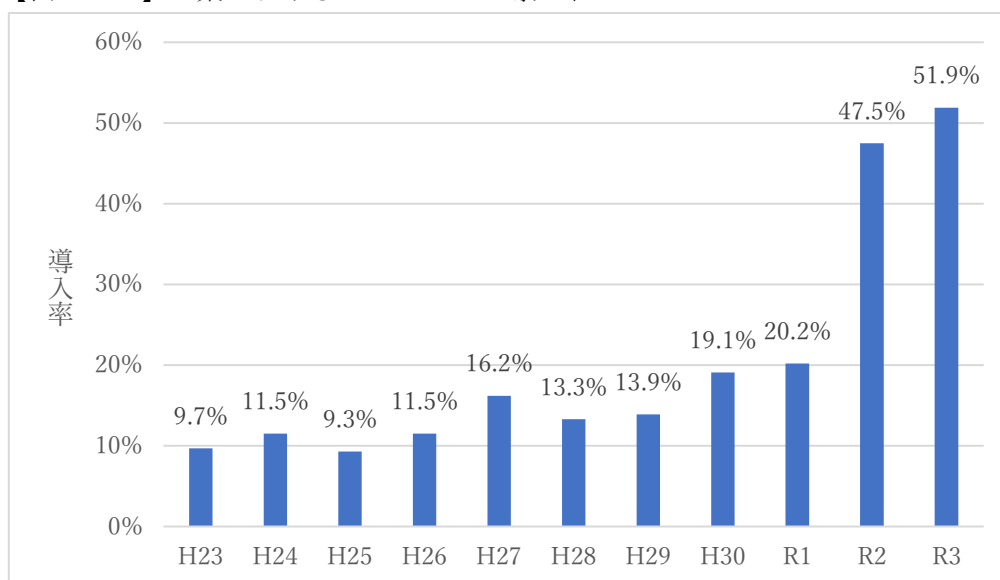
北海道では、同年 2 月中旬から全域で感染者が確認され、全道規模での感染拡大への懸念などから同月下旬に全国に先駆けて独自の緊急事態宣言が表明され、道民に対し週末の外出自粛要請等が行われるとともに、小中学校の一斉臨時休校が実施された。

また、4 月には全国的な感染拡大の影響により、国による「緊急事態宣言」が発出され、不要不急の外出自粛や在宅勤務などにより、国民一人ひとりがいわゆる巣ごもり状態での活動を余儀なくされることとなった。これに伴い、感染症対策に対する ICT の

活用のみならず、社会全体のデジタル化の遅れが浮き彫りとなったことから、政府は、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定。以下「官民データ活用推進基本計画」という。）を変更し、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の阻止に向けたITの活用」とテレワークの推進など「デジタル強靱化による社会構造の変革・社会全体の行動変容」の両面を重点的に取り組んできている。

テレワークはICTを活用した時間や場所を選ばない柔軟な働き方をいい、平成29年(2017年)から政府が令和2年(2020年)まで企業導入率34.5%を目標に掲げ取組を進めてきた。新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワークを導入する企業は爆発的に増加し、令和2年(2020年)度における実績値は、目標値を大きく上回った(表2-2)。

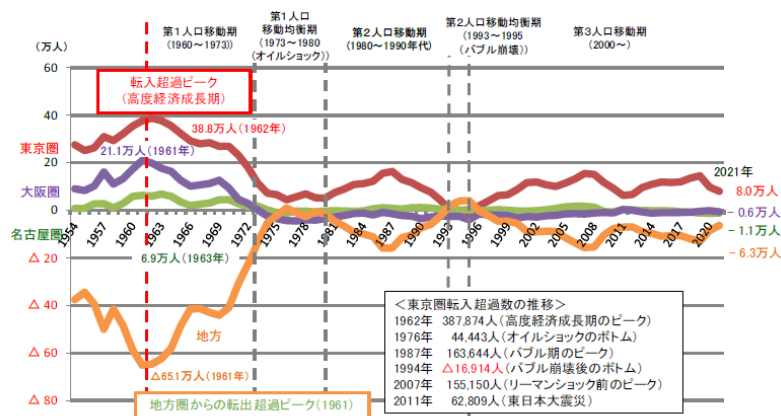
【表2-2】企業におけるテレワークの導入率



資料：総務省「令和3年通信利用動向調査」に基づき作成

注：令和3年8月末の常用雇用者規模100人以上の企業を調査の対象としている。

新型コロナウイルス感染症による大きな社会構造の変革のもう一つの例として、大都市圏から地方への人口回帰が挙げられる。高度経済成長期以降、地方から東京、大阪、名古屋圏への転入超過の傾向が続いていたが、令和2年(2020年)以降、転入数が前年比で減少に転じた一方、地方への転入数は前年比で大きく増加することとなった。



資料：デジタル田園都市国家構想総合戦略<参考資料(データ集)>

(3) SDG s の推進

現在、国際社会では、地球環境を守り、多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、平成 27 年(2015 年)に国連で採択された持続可能な開発目標 (SDG s) を共通の指針として掲げ、その実現に向けて取り組んでいる。

● SDG s とは ●

SDG s (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発計画) は、平成 27 年(2015 年)の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 年(2030 年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

資料：国際連合広報センター

SDG s は地球上の誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のための普遍的な目標であり、国では、令和元年(2019 年)に SDG s 実施指針 (平成 28 年 12 月 22 日 SDG s 推進本部決定) を改定し、「日本の持続可能性は世界の持続可能性と密接不可分であることを前提とし、国内実施、国際協力の両面において、誰一人取り残されることのない持続可能な世界に変革することを目指す」、「すべての人々が恐怖や欠乏から解放され、尊厳を持って生きる自由を確保し、レジリエンス、多様性と寛容性を備え、環境に配慮し、豊かで活力があり、格差が固定化しない誰一人取り残さない社会を目指す」、「経済発展と社会的課題の解決を目指すため、官民が共有する国家戦略である Society5.0 を引き続き推進していく」という 3 つのビジョンを掲げるとともに、以下の 8 つの優先課題とそれらの解決に向けた具体的施策を推進している。

優先課題	
あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現	省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
健康・長寿の達成	生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション	平和と安全・安心社会の実現
持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備	SDGs 実施推進の体制と手段

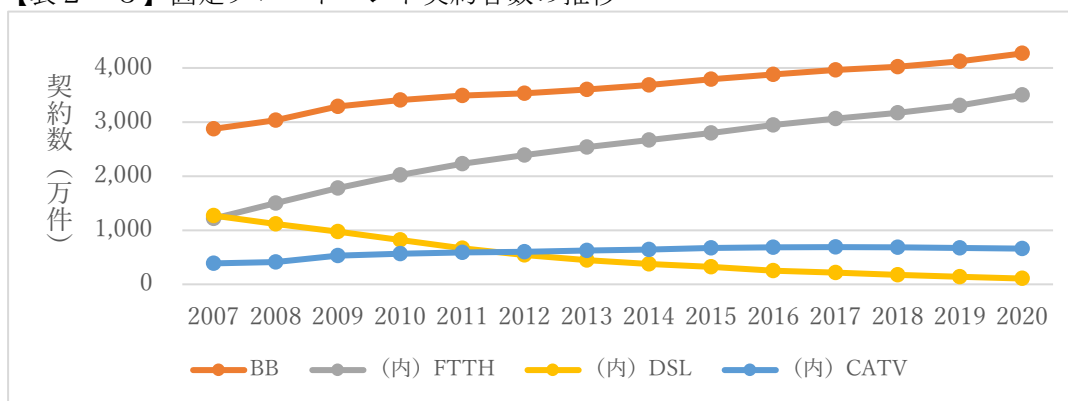
2 ICTなどの未来技術をめぐる動向

(1) インターネットの利用拡大及びモバイル端末の急速な普及

平成7年(1995年)から平成17年(2005年)にかけて、低廉な価格でインターネット接続サービスを提供する事業者の参入や回線速度の高速化により、インターネットは急激に普及していった。これに伴い、インターネットを用いた電子商取引などのビジネスやサービスが拡大していった。その後、平成27年(2015年)にかけて、情報インフラの高度化に伴い、光ファイバーを活用する高速通信網F T T Hの普及が進み、動画などの大容量データを投稿、閲覧できる環境が整備され、インターネット上でのサービスの多様化が進んだ(表2-3)。

また、スマートフォンが、平成22年度(2010年度)から急速に普及し、ゲームや動画配信、地図、ソーシャルネットワーキングサービス(以下「SNS」という。)など多様なアプリケーションから利用者が使いたい機能をサービス単位で選択して利用できるようになった。現在では、全世帯のうち約9割が少なくとも1台保有している状況である(表2-4)。

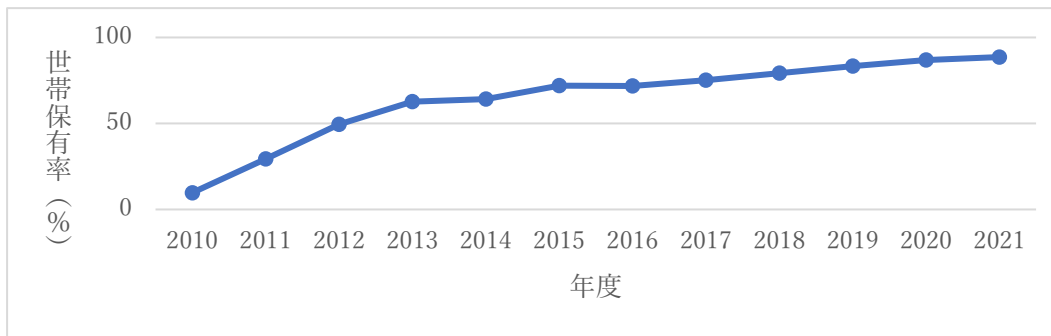
【表2-3】固定ブロードバンド契約者数の推移



資料：総務省「令和4年 情報通信白書」

注) F T T Hは光ファイバー、D S Lは電話回線、C A T Vはケーブルテレビ回線を表す。

【表 2-4】スマートフォンの世帯保有率の推移

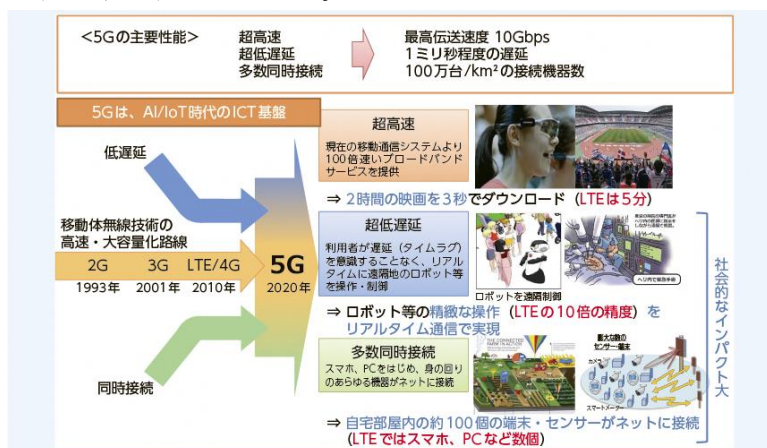


資料：総務省「令和 4 年 情報通信白書」

(2) 第 5 世代移動通信システム（5G）の普及及び次世代規格の開発

第 5 世代移動通信システム（5G）は、令和 2 年(2020 年) 3 月にサービスが開始された「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」という特徴を持つ新たな移動通信システムである。これまで主流であった第 4 世代移動通信システム（4G）と比較して 100 倍の通信速度であり、遠隔地でもロボットなどの操作をリアルタイムでスムーズに行うことができる。そのため、5G は、全ての人とモノがネットワークを通じてつながり、様々な知識や情報が共有される I o T を実現する上で不可欠なインフラとして大きな期待が寄せられている。

また、ニーズに応じて通信事業者だけでなく様々な主体が利用可能なローカル 5G の制度が新設され、医療・ヘルスケア、農業・漁業、製造業など多様な分野での活用の推進に向けた実証実験が行われている。



資料：総務省「令和 4 年 情報通信白書」

5Gの次の規格である Beyond 5G に向けた議論も各国で始まっており、我が国でも、2030 年代を見据えて、次世代ネットワークの構築に向けた技術戦略などについての検討が行われている。

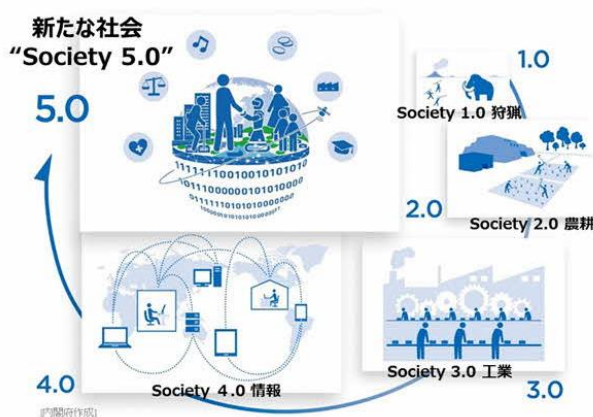
第3 ICTに関する国の取組

1 Society5.0の推進

国は、平成28年(2016年)に策定した第5次科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として「Society5.0」を提唱し、その実現に向けた取組を進めている。

●Society5.0とは●

狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会を目指すもので、サイバー空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会とされている。



資料：内閣府「Society5.0～Society5.0とは～」

現状、情報共有の不足による分野横断的連携の困難、情報分析者の能力的限界など様々な課題があるが、Society5.0で実現する社会は、IoTにより、これまでにない新しい価値を生み出すことで、これらの課題を克服し、また、AIにより、必要な情報が必要なときに提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化などの課題が克服されることが期待されている。

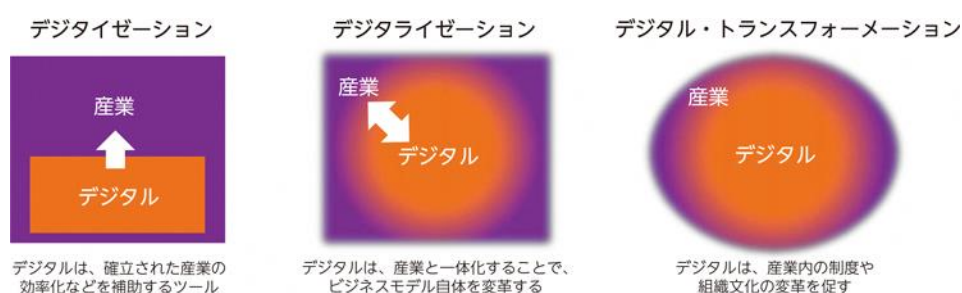


資料：内閣府「Society5.0～Society5.0で実現する社会～」

Society5.0の実現に向けた取組は、地方における課題を解決し、持続可能かつ包摂的

な経済成長の実現に資するものであるという考えの下、地方においても、Society5.0の実現に向けた技術の導入を進めるべく、国は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和元年12月20日閣議決定）において、「地域におけるSociety5.0の推進」を重要な柱として定めている

しかしながら、令和2年（2020年）当初から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症への対応において、我が国のデジタル化の遅れが顕在化したことから、国は、行政手続のオンライン化、AIやロボットの導入推進、デジタル技術の活用を前提とした規制の見直しに取り組んでおり、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）が強力に押し進められている。



資料：総務省「令和4年 情報通信白書」

2 行政のデジタル化の推進

行政手続のデジタル化については、情報通信技術の活用における行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）、いわゆるデジタル手続法の規定に基づき、デジタルファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること）、ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること）、コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すること）の3つを基本原則とし、国に対する申請手続におけるオンライン化を原則実施し、地方公共団体に対する申請手続については、実施するよう努めることとしている。

国は、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（令和2年12月25日閣議決定）において、デジタル社会の将来像の方向性を示すとともに、住民に身近な行政サービスを担う地方公共団体におけるデジタル化の推進についての技術的な助言として、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画（以下「自治体DX推進計画」という。）を策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全地方公共団体において進めていくこととした。

(1) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

デジタル社会の将来像として「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、以下の10の基本

原則に基づいて施策を展開するとし、また、これらの施策を強力に推進するため、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年法律第 144 号）、いわゆる I T 基本法の全面的な見直し及びデジタル庁の設置とその考え方について示している。

デジタル社会を形成するための基本原則			
オープン・透明	公平・倫理	安全・安心	継続・安定・強靱
社会課題の解決	迅速・柔軟	包摂・多様性	浸透
新たな価値の創造	飛躍・国際貢献		

また、I T 基本法の改正に当たっては、「ネットワークの整備・維持・充実」、「データ流通環境の整備」、「行政や公共分野におけるサービスの向上」、「人材の育成、教育・学習の振興」、「安心して参加できるデジタル社会の形成」に重点的に取り組むとしたほか、施策を迅速かつ重点的に推進するための新たな司令塔としてデジタル庁を設置し、基本方針などの企画立案や国、地方公共団体、準公共部門等の情報システムの統括・監視を行うことなどを通じて行政サービスを抜本的に向上させるとしている。

(2) 自治体DX推進計画

上記(1)の基本的方針の実現に向けて、総務省は、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項を具体化した自治体DX推進計画を策定し、全ての地方公共団体が、デジタル社会の構築に向けて足並みを揃えて取組を進めていくことを示している。

当該計画における重点取組事項として、「自治体の情報システムの標準化・共通化」、「マイナンバーカードの普及促進」、「行政手続のオンライン化」、「AI・RPAの利用推進」、「テレワークの推進」、「セキュリティ対策の徹底」の6つが挙げられ、その推進に当たる体制構築に向けた取組が掲げられている。

(3) Society5.0におけるマイナンバー制度

マイナンバー制度は、行政の効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会の実現する社会基盤である。マイナンバー制度の導入により、これまで市区町村役場、税務署等複数の期間を回って書類を入手し、提出する必要がなくなり、手続にかかる時間や労力が大幅に軽減され、また、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給などを防止することができると期待されている。

また、マイナンバーカードは、本人確認時の身分証明書として利用することができるほか、インターネット等での手続や取引、情報やデータのやり取り等における本人確認と意思確認を可能とするものであるが、個人情報の漏えいに対する不安などを理由として普及に時間を要している。マイナンバーカードは、令和3年(2021年)から健康保険証としての利用が始まり、今後、運転免許証との一体化やカード機能のスマートフォンへの搭載などの検討が進められているところであり、普及に向けた一層の取組が求められる。

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



マイナンバーカード
これからの暮らしに、手放せない一枚！
今後郵送されてくる「QRコード付き交付申請書」で簡単に申請できます！

- 1. 本人確認書類として使える！
マイナンバーと本人確認書類が両方に必要な場面も、これ1枚でOK！
例えばマイナンバーの入庫や公共施設入館に幅広く使えます！
- 2. コンビニで各種証明書が取得できる！
例えば住民票の写しをコンビニで発行したいときも、コンビニで証明書の発行したい公共の場も利用可能になります。
- 3. 健康保険証としても使える！
本人の所持する証、本館にいても、図書館や公園で、子育て支援センターなどで、特定保健指導などが取組めます。
- 4. 給付金の受け取りがスマートに！
公費負担口座を有するなどで、再発や変更手続きなど、申請書類をまとめる必要がなくなります。
- 5. オンラインで行政手続きができる！
課税申告（e-Tax）をはじめ、子育て支援に関する申請書もオンライン申請で便利になります。
- 6. 新型コロナウイルス接触確認証明書がスマートフォンアプリで発行できる！
自治体や事業者の健康観察管理システム（アプリ）で発行できます。アプリを起動すればいつでも発行できます。
- 7. 便利な「マイナポータル」が使える！
ご自身の情報の照会やオンライン申請ができるマイナポータル（マイナポータル）が使えるようになります。
- 8. 長年のサービスにも拡大！
各種オンライン決済サービスにおける口座振替、オンラインの各地域ローン融資、マイナンバーによる住民票の取得、健康保険などの手続きがスムーズになります。

資料：総務省「マイナンバー制度」

資料：デジタル庁・総務省作成「マイナンバーカードこれからの暮らしに、手放せない一枚！」

3 地域のデジタル化の推進

(1) 地域IoT実装の推進

I o T、A I、ビッグデータ等は、地域の住民・行政・企業のデータ活用による住民サービスの充実、地域における新たなビジネス・雇用の創出等のメリットを実現し、地域の課題解決を図るための効率的・効果的なツールとして強く期待されている。

総務省では、I o T等の本格的な実用化の時代を迎え、これまでの実証等の成果の全国の地域に波及させるため、平成28年(2016年)9月から「地域I o T実装推進タスクフォース」において検討を進め、取りまとめられた提言や地域I o T実装推進ロードマップを踏まえ、I o T実装に取り組む地方公共団体への補助を行う「地域I o T実装推進事業」をはじめとした地域の実情に応じて選択可能な「地域I o T実装総合支援」を創設し、全国各地の取組を支援してきている。

- 「地域IoT実装推進ロードマップ」の実現に向け、ICT/IoTの実装を目指す地域を対象に、地方公共団体のICT/IoT実装に関する計画策定への支援、実装事業への財政支援、地域情報化アドバイザー派遣による人的支援など地域IoTの実装を総合的に支援。
- 実装を阻む「壁」を打破し、ICT/IoTの実装を日本全国の各地域の隅々まで広げ、地域経済の活性化や地域課題の解決に大きく貢献。



資料：総務省「令和元年情報通信白書」

(2) デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組

急速に進行する人口減少や少子高齢化に伴い、経済成長の低迷や地方の過疎化、地域産業の衰退等が課題となっている。新型コロナウイルス感染症の流行は、地域産業への

追い打ちや地域コミュニティの弱体化など、地方の経済及び社会に大きな影響を与えた。一方、感染症の拡大は、社会全体のデジタル化を加速させ、テレワークの普及や地方移住への関心が高まり、また、地方においても、官民の様々な主体によるデジタル技術の活用が多方面から進められ、Society5.0の実現に向けた取組が着実に進められている。

このような社会情勢の変化を受けて、国は、令和4年12月にまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の規定に基づき策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に変更し、地域の個性を活かしながらデジタルの力によって新たなサービスの創出、地域社会の持続可能性の向上等を通じてデジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、すなわちデジタル田園都市国家構想の実現を目指すこととした。

地方が抱える社会課題を成長の原動力として捉え、デジタルの力を活用して、都市部への過度な人口集中の是正を図っていくことで、それらを解決するとともに、地方から全国へのボトムアップの成長につなげていくため、地方公共団体においては、自らの地域が目指すべき理想像（地域ビジョン）を描き、デジタル技術を活用しつつ、「地方に仕事をつくる」、「人の流れをつくる」、「結婚、出産、子育ての希望をかなえる」、「魅力的な地域をつくる」という4つの取組を進めることが求められ、また、共通する社会課題を抱える地域においては、地方公共団体の枠組みを超えた地域間連携を推進していくことが求められている。

それを下支えするため、国は、デジタル実装の前提となる「ハード・ソフトのデジタル基盤整備」、「デジタル人材の育成・確保」、「誰一人取り残されないための取組」の3つの取組を強力に推進している。



資料：デジタル庁「デジタル田園都市国家構想」

第4 ICTに関する北海道の取組

1 北海道における情報化推進施策

北海道では、平成13年(2001年)から北海道高度情報化計画を策定し、道民や市町村、事業者などとICT活用の将来像等を共有しながら生活や産業部門における情報化を計画的に推進してきている。平成30年(2018年)には、北海道総合計画が掲げる「生活・安心」、「人・地域」、「経済・産業」の3分野に、「行政」の分野を加えた4分野を基本方針の柱とする北海道ICT活用推進計画を策定し、道内におけるICTの活用を進めてきた。

令和元年(2019年)度には、北海道が直面する様々な課題に対し、未来技術を積極的に活用し、地域、産業、道民生活が根本から変わる新たな社会システムを実現するため、道内の学識経験者、事業者、経済団体、行政機関などから構成される「北海道 Society5.0 懇談会」を組織し、同懇談会からAIやIoT、ロボット等の未来技術を活用して地域課題の解決を図るおおむね10年後の未来社会を見据えた「北海道 Society5.0 構想」が取りまとめられた。

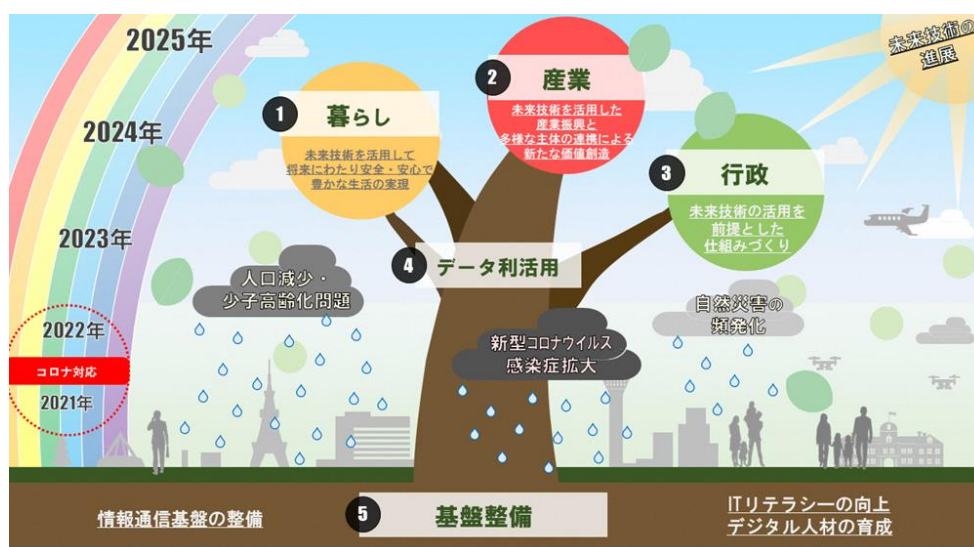
おおむね10年後に実現したい北海道の未来社会	
医療・福祉	家庭内にIoT端末やウェアラブル端末等が普及し、どこでも各個人の健康データ等に基づいて必要な医療等の相談やサービスを適切に受けることができる。
交通・物流	Maasの実現と自動車の自動運転技術の進展により、様々な移動手段を組み合わせ、行きたいところに、いつでも安全に行くことができる。
教育	5G等の高速回線やタブレット等の普及が進むとともに、教育や学習に関するデータの蓄積により、いつでも、どこでも個人の学習進度や能力に応じた教育を受けることができる。
農林水産業	IoTやロボット技術の普及が進むとともに、生産現場やドローン、衛星などから得られるデータの活用により、作業の効率化、安全の確保、製品の品質向上が進む。
働き方	自宅でテレワークにより時間や場所にとらわれずに仕事を行うことが一般化するとともに、道内各地域においてワーケーションのための環境整備が進み、全国から休暇を取り観光を楽しみながら仕事を行う実業家等の来道が増加している。
行政	行政のデジタル化が進み、引越や子供の出生届などの様々な行政上の手続を自宅から行うことができる。また、個人の事情に応じた必要な手続や情報が行政機関から、直接必要とされる個人に即時に通知される仕組みが整備されている。
安全・安心の確保	街中の各種センサーや画像、動画データの蓄積とAIによる分析等が進み、冬期間の効率的な除雪や防犯、子供の見守り、野生鳥獣対策など様々な場面で、地域の安全・安心な暮らしを実現するための効果的な取組が普及している。
災害対応	各種センサーなど画像データ等の蓄積と解析により、大規模災害の発生時において、安全な避難路の指示、迅速な救助活動の実施、避難所への最適な救援物資の配送など、災害による被害の軽減とともに、早期の復旧・復興に役立つシステムが構築されている。

資料：北海道 Society5.0 推進計画を基に作成

同構想の取りまとめ及び提言と同時期に、新型コロナウイルス感染症が流行し、オンラ

イン診療やテレワークなどのICTの活用が一気に加速するとともに、行政分野におけるデジタル化の遅れなどの課題が浮き彫りになった。このような状況下において、北海道では、ICTを根幹のインフラとして、未来技術の活用を一層推進し、北海道が抱える様々な課題を解決するとともに、感染症や気候変動に伴う大規模自然災害の頻発化などの不測の事態にも揺るがない北海道の強靱化、更には、現状の課題を克服するだけでなく、その取組や施策の分野間連携を通じた産業競争力の抜本的な強化や地域社会の活性化、より質の高い暮らしを実現するため、令和3年3月に「北海道 Society5.0 推進計画」を策定した。

北海道 Society5.0 推進計画では、北海道 Society5.0 の実現に向けて、地域医療や教育、地域交通などの「暮らし」、農林水産業などの「産業」、まちづくりなどの「行政」の3分野を基軸とし、各分野を横断的に支える「データの活用」及び「基盤整備」の2分野を加えた5分野を施策の柱として取り組むとしている。



区分	2021	2022	2023	2024	2025	… 2030
暮らし	医療・福祉 教育 地域生活	交通・物流 環境・エネルギー	コロナ対応 感染症の流行に備えた対策	未来技術を活用して将来にわたり安全・安心で豊かな生活の実現		
産業	農林水産業 地場産業 研究開発	観光振興 社会資本整備	経済活動への影響対策	未来技術を活用した産業振興と多様な主体の連携による新たな価値創造		
行政	利用者視点のデジタル化 マイナンバー制度		行政のデジタル化の推進	未来技術の活用とそれを前提とした仕組みづくり		
データ	オープンデータの推進 データの利活用		接触確認アプリ等を通じた感染まん延の防止	データの共有と活用の仕組みづくり		
基盤	情報通信基盤の整備 セキュリティ対策 デジタル人材の育成・確保		光ファイバ整備を通じた情報通信基盤の確保	未来技術を支える社会的・人的基盤の整備		

「北海道 Society 5.0」実現へ

資料：北海道 Society5.0 推進計画

2 北海道創生総合戦略

全国を上回る急速な速度で進行する人口減少に対し、北海道の総力を結集しながら、北海道における地域社会の創生に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 27 年(2015 年)10 月にまち・ひと・しごと創生法の規定に基づき、「北海道創生総合戦略(以下「道総合戦略」という。)」を策定し、北海道の人口減少の克服に向けた対策を短中期的な見地から進めてきた。

しかしながら、策定後においても、全国を上回るペースで人口減少が進行しており、地域社会の存亡に関わる深刻な状態である。一方、ICTの進展や海外との交流の拡大など経済・社会情勢が大きく変化するとともに、北海道新幹線の開業などの大きなプロジェクトが切れ目なく続くことを好機として、令和 2 年(2020 年)に第 2 期道総合戦略を策定している。その後、新型コロナウイルス感染症の流行により、地方移住への関心の高まりなどポストコロナを見据えた地方創生の推進、人々の行動変容やデジタル化の推進等の方向性に沿って、令和 3 年(2021 年)12 月に第 2 期道総合戦略を改定している。

その重点施策として、「北海道 Society5.0 プロジェクト」を位置づけ、「暮らし」、「産業」、「行政」の視点から ICT の活用による効果の最大化を推進することとしている。

第 2 期道総合戦略に記載された主な施策
「地域医療構想」を実現するため、ICTを活用した医療機関間で患者情報を共有する医療情報連携ネットワークの構築に必要な設備整備等や遠隔医療システム導入の支援を行う。
道民が身近に不安を感じる犯罪や特殊詐欺事件、インターネットやSNSによる犯罪などの発生抑止に向けた取組を推進するとともに、コミュニティ機能の向上などにより、安全・安心な地域づくりを進める。
「北海道 Society5.0」の実現に向け、産学官でのデータ活用を通じた地域課題の解決、新産業や新たなサービスの創出、道民サービスの向上を図るための推進体制を構築し、取組を進める。
国が策定した「自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」に基づき、「行政手続のオンライン化」、「自治体情報システムの標準化・共通化」といった市町村のデジタル化や、誰一人取り残さないデジタル化の推進に向けデジタルデバイド対策などが促進されるよう、説明会の開催や地域の実情に応じたきめ細かな相談対応を通じ、市町村の取組を支援するとともに、道においても行政のデジタル化の取組を推進する。

資料：第 2 期北海道創生総合戦略(改訂版)より抜粋

第5 初山別村の現状及び課題

1 初山別村の概要

(1) 地理

初山別村は、北海道の北西部、留萌地方のほぼ中央に位置し、西は日本海に面している。東西は15.8km、南北は28.7kmに達し、面積は279.52km²である。

東部背面地帯は、ピッシリ山を主峰とする天塩山系で占められ、200mほどの低山性の丘陵が支脈となって広がっている。この支脈を源流とする初山別川、風連別川、茂築別川などの河川に沿って集落が形成されている。

地区名	
共成地区	初山別地区
大沢地区	第三栄地区
豊岬地区	第二栄地区
明里地区	第一栄地区
千代田地区	有明地区



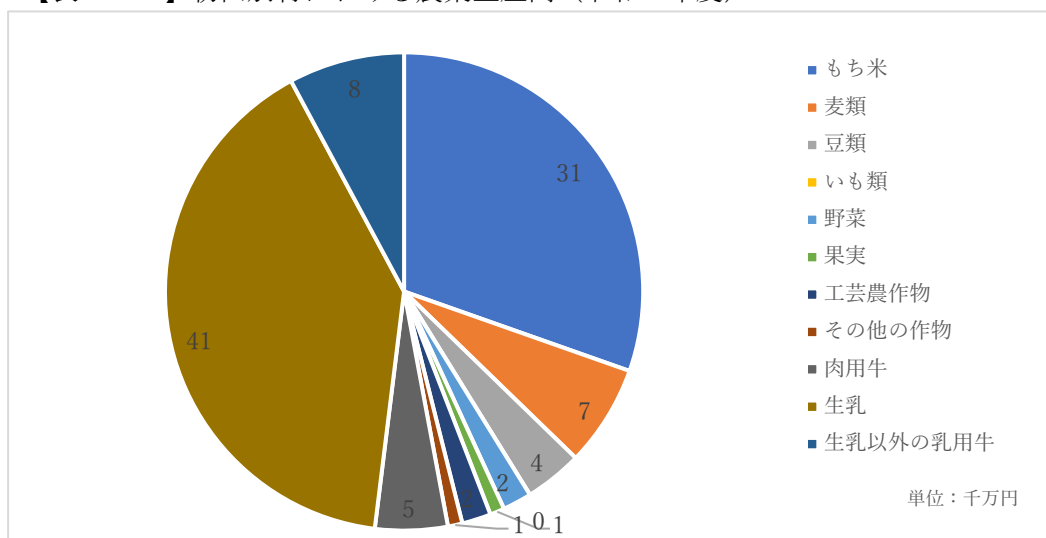
気候は、冬季は湿潤寒冷、夏季は温暖で、春から初夏にかけて乾燥し、晩夏から秋にかけて多雨となり、冬は西高東低の気圧配置の影響により、強い季節風と多くの降雪がもたらされる。

(2) 産業

ア 農業

河川流域は地味肥沃な農耕地として利用されており、水稻（もち米）を主体として小麦、大豆などが栽培されている。また、昭和45年(1970年)から開始された米の生産調整に伴い、村では、酪農及び畜産の振興にも力を入れてきている。令和2年(2020年)度における農業生産高は表5-1のとおりである。

【表5-1】初山別村における農業生産高（令和2年度）



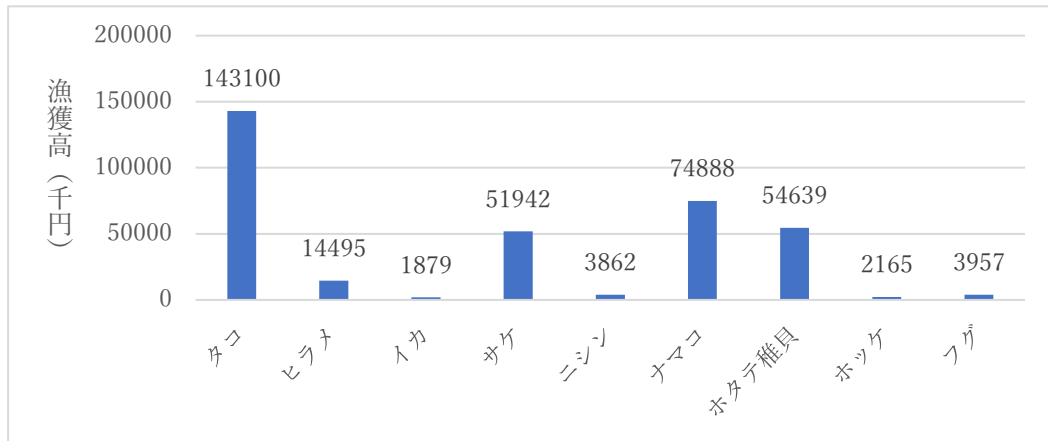
イ 水産業

日本海に流れる対馬海流は、貧栄養であり、日本海漁場海域の漁業は、全道の漁業と対比すると、水揚げされる主要魚種やその生産量は大きく異なり、また、漁獲される魚種は10年程度で交代すると考えられている。

初山別村の主要漁獲物は、ミズダコやサケであったが、昭和50年代からは、ナマコの漁獲量が増加し、海外へ輸出するための買い付けが強まったことから、現在、主要漁獲高で第2位魚種となっている。

また、成員の養殖を目的として開始されたホタテ増養殖漁業については、オホーツク管内等へ養殖用の稚貝として出荷する稚貝養殖漁業に特化して継続されている。令和元年(2019年)度における主要魚種の漁獲高は表5-2のとおりである。

【表5-2】主要魚種の漁獲高(令和元年度)



資料：令和元年度初山別村事務概況

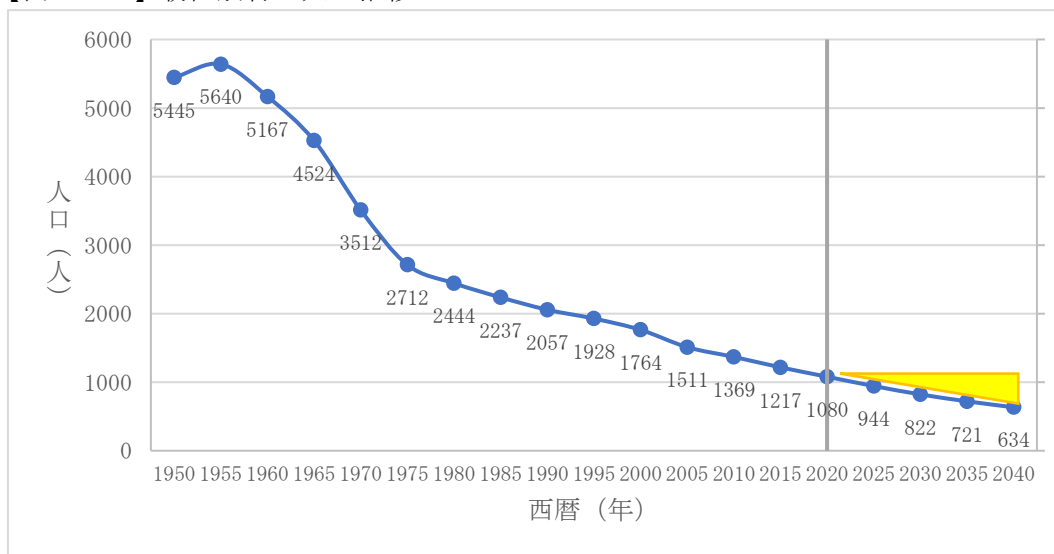
2 初山別村が抱える課題

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

本村の人口は、戦後増加の一途をたどったが、昭和30年(1955年)の5,640人(昭和30年国勢調査)をピークに減少へ転じ、その後長期的な人口減少が続き、令和2年(2020年)の総人口は、1,080人となっている。

社人研の人口推計(日本の地域別将来推計人口(令和5年推計))によると、令和22年(2040年)には、平成30年(2018年)に実施された同推計に比べ、人口減少速度は緩和されたものの、総人口が634人にまで減少すると推計されている。人口の見通しについては、表5-2のとおりである。

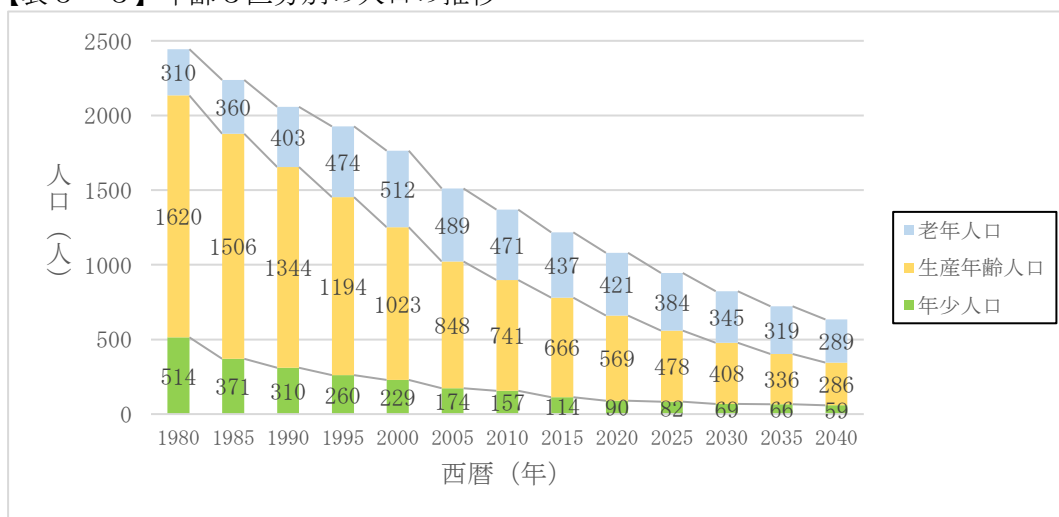
【表 5 - 2】 初山別村の人口推移



資料：国勢調査、社人研「日本の地域別将来推計人口（平成 30(2018)年推計）」

年齢 3 区分別の人口では、15 歳未満の年少人口は 90 人、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 569 人、65 歳以上の老年人口は 421 人となっており、それぞれの比率を全国及び北海道と比較すると、年少人口率は全国平均及び北海道平均を下回り、かつ、老年人口率は全国平均及び北海道平均を大幅に上回っており、深刻な少子高齢化が進行している。年齢 3 区分別の人口推移は表 5 - 3 のとおりである。

【表 5 - 3】 年齢 3 区分別の人口の推移



資料：国勢調査、社人研「日本の地域別将来推計人口（平成 30(2018)年推計）」

2020年実績値	全国	北海道	初山別村
年少人口率	12.9%	10.6%	8.3%
生産年齢人口率	59.5%	56.4%	52.7%
老年人口率	28.6%	31.8%	39.0%

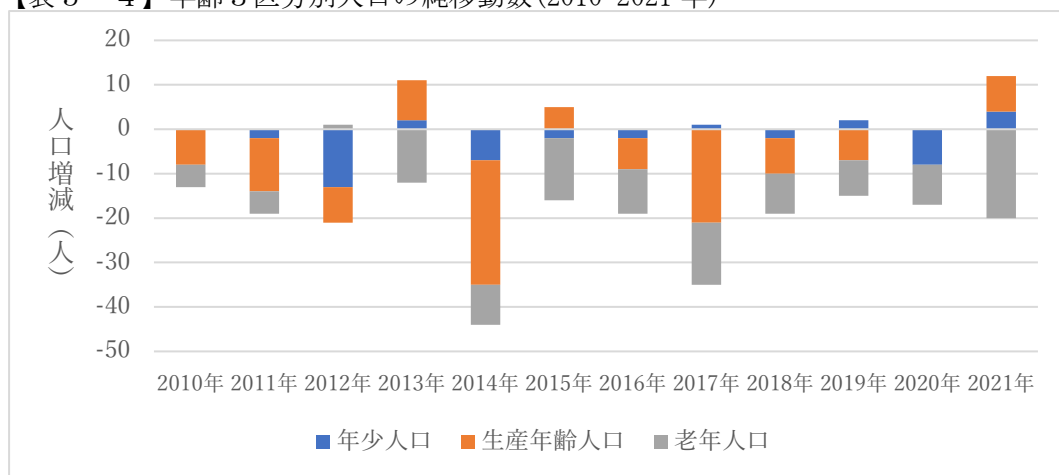
資料：令和2年国勢調査

注1) 年齢3区分別の人口の構成比率は、年齢不詳を含めた数を分母としている。

注2) 小数点以下第2位の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合がある。

過去10年間の年齢3区分別人口の純移動数を表5-4に示す。生産年齢人口は、平成25年(2013年)度、平成27年(2015年)度及び令和3年(2021年)度においては増加しているものの、減少が著しく、また、年少人口については、減少又は微増で推移しており、生産年齢人口の転出に伴う少子高齢化を裏付けている。

【表5-4】年齢3区分別人口の純移動数(2010-2021年)

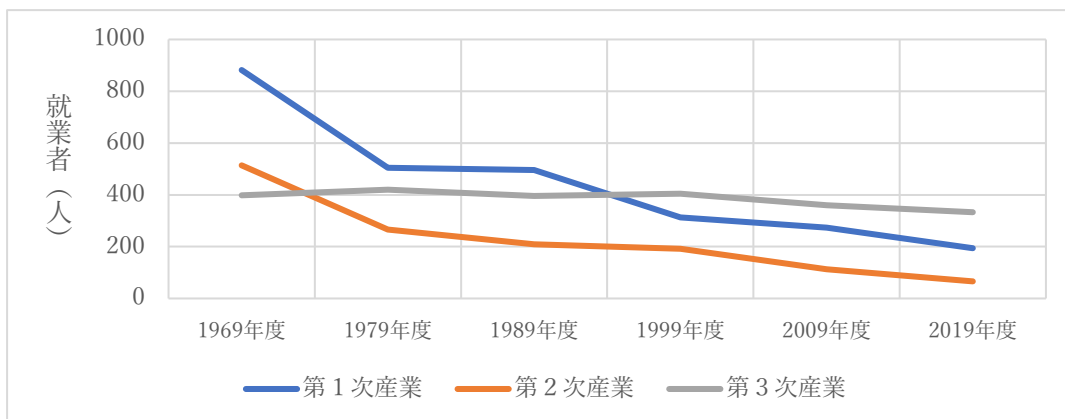


資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(2) 初山別村の産業構造の変化

人口減少及び少子高齢化は、初山別村の産業にも大きく影響を与えている。昭和45年(1970年)における初山別村の就業人口は、農業、漁業を中心とした第1次産業が最も多く、次いで第2次産業、第3次産業となっていた。高度経済成長の影響により、労働力の村外流出が顕著となり、第1次産業及び第2次産業の就業人口は年々減少している。一方、第3次産業の就業人口が大きく増減していないため、平成12年(2001年)度において、第3次産業就業者が第1次産業就業者を上回り、現在では、就業人口の56%を占めている。産業別就業者数の推移は表5-5のとおりである。

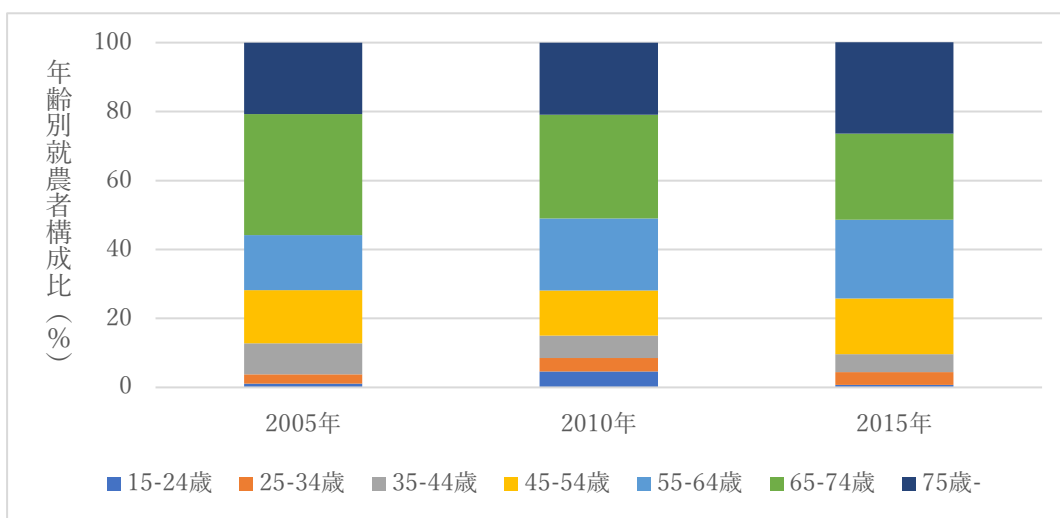
【表 5-5】産業別就業者数（15歳以上）の推移



資料：国勢調査

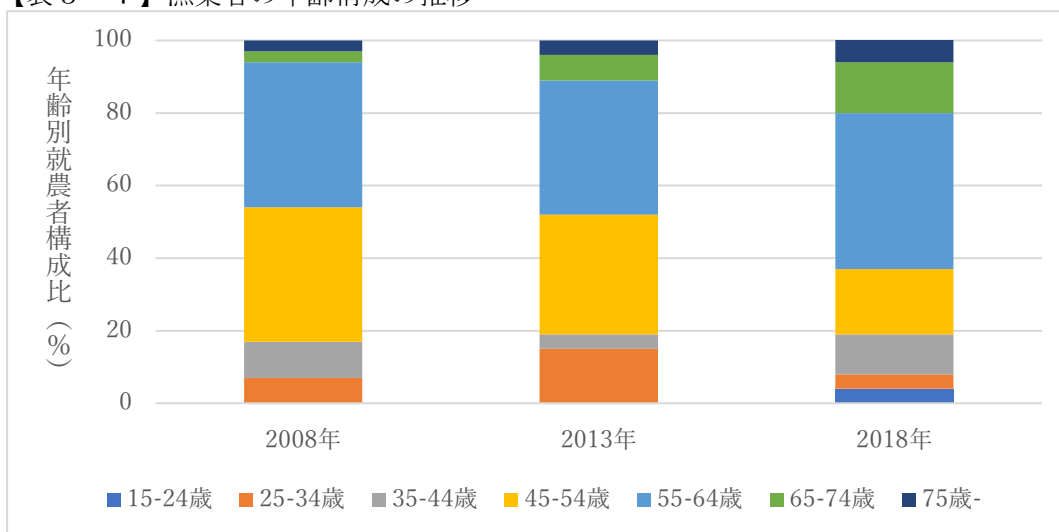
初山別村の基幹産業である農業及び漁業の就業者を年齢区分別に示したものは、表5-6及び表5-7である。農業及び漁業ともに55歳以上の就業者の割合が全体の6割を超え、就業者の高齢化が進んでいる一方、45歳未満の就業者の割合が低く、産業の次世代の担い手不足が深刻化している。

【表 5-6】就農者の年齢構成の推移



資料：農業センサス

【表 5 - 7】 漁業者の年齢構成の推移



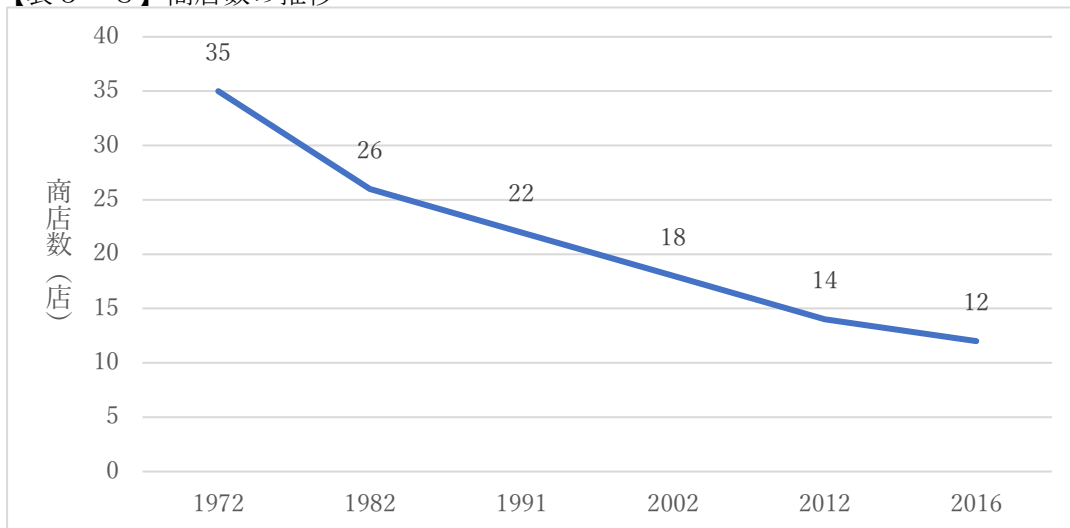
資料：漁業センサス

(3) 小売業、飲食業の衰退

商業統計によると昭和 47 年(1972 年)における村内の商店数は、約 40 店舗であった。昭和 60 年代には、観光施設の整備が進み、商店数は減少を続けたものの観光及び行楽と結びついた商業経営が少しずつ定着したが、独自商圈の形成には至らず、地域密着型の商業で推移してきている。

また、人口の村外流出や高齢化に伴って、商店数も年々減少を続けている。商店数の推移を表 5 - 8 に示す。

【表 5 - 8】 商店数の推移



資料：商業統計、経済センサス

以上のとおり、人口減少及び高齢化とともに、基幹産業である農業、漁業や住民生活を支える公共交通、商店等の担い手も減少し、廃業する事業者も生じてきている。村では、一次産業への新規就業者支援制度、若者世帯への出産時の負担軽減に係る取組、住宅等の

社会資本整備をはじめとした雇用、子育て、定住・移住などさまざまな側面で人の流れを作る取組を進めているものの、依然として人口の流出を抑えることはできていない。

また、少子高齢化は地域コミュニティの衰退をもたらし、これまで実施してきた取組に対し協力が得づらくなってきている状況でもあり、これまでと変わらない生活の質を維持するため、ICTなどの未来技術によって補完する持続可能な地域社会の構築をしていくことが急務である。

3 ICT分野におけるこれまでの取組

(1) テレビ放送受信環境の整備

昭和45年(1970年)時点における村民へのテレビ放送受信契約の普及率は42%であり、山岳地帯では受信不良が発生するなど改善が求められていた。その対策として、電波の弱い場所は、地域単位でテレビ共同受信施設組合を組織し、5つの共同施設を整備することによりテレビ難視聴地域の改善に努めてきた。

(2) 災害時の情報網の整備

災害時の情報伝達のため、道内各市町村と北海道の間には、北海道防災行政無線が整備されている。平成9年(1997年)には、無線が使用できない事態となった場合にも対応可能な衛星回線を整備し、災害時の情報網は、衛星系と地上系の2系統となり、電話やファクシミリ、画像伝送など多様な行政通信手段として活用されている。

国と道内市町村との情報通信手段は、平成19年に緊急情報ネットワークシステム、いわゆるE-m-Netを介して内閣官房と緊急情報を双方向に通信する体制並びに地震、津波及び弾道ミサイル発射等の対処に時間的な猶予が少ない情報を速やかに伝達する全国瞬時警報システム、いわゆるJ-ALERTを運用する体制が整備された。

また、平成25年(2013年)度には、その前年度において、村内に構築した無線LANを活用し、災害発生時に避難等と呼びかけるために村内各所に防災スピーカーを設置するとともに、避難所として指定した施設と役場間をつなぐ双方向通信ネットワークを構築し、災害に対する備えを強化した。

(3) インターネット環境の整備

平成17年(2005年)度時点で、初山別村はブロードバンドの提供が未整備であった。この状況から脱却するため、村民有志が「ADSL誘致の会」を結成し、村と一体となって、サービスの提供に係る要望活動を展開し、平成18年(2006年)度から平成19年(2007年)度にかけて、初山別地区、豊岬地区及び有明地区でADSLのサービス開始を実現した。

また、平成24年(2012年)度から2年間かけ、村内のインターネット利用環境における格差是正を目的として、固定無線アクセス(FWA)を用いた高速インターネット接続サービス及び公共施設や観光地に公衆無線LANスポットを整備し、通信サービスを提供してきた。

I C Tの進展に伴い、高速・大容量通信の需要は増加してきている。初山別村では、小中学校がある初山別地区の市街区で先行して光ファイバーを用いた通信環境を整備したが、農村部や初山別地区以外の地区では整備が遅れていた。

令和2年(2020年)度、新型コロナウイルス感染症等への対応を含めた多分野における新たな社会経済及び日常の実現に必要な情報基盤を構築するため、国の予算措置を受けて、全村で光ファイバー敷設事業を実施し、利用可能世帯100%を実現した。

(4) 初山別村の観光情報等の発信

平成20年(2008年)4月に初山別村のホームページがインターネット上に開設された。ホームページの主な役割は、村内外に向けた村の広報であり、村の名前の由来や人口、交通アクセスなど村の概要をはじめ、観光地、特産品、暮らしの情報、行政情報などが詳しく紹介されている。

また、村のイベントや観光地などの情報を風景写真とともにプロモーションすることを目的として、令和4年(2022年)度には、メタ・プラットフォームズが所有する写真・動画共有SNS「Instagram」のアカウントを開設し、村外向けの情報発信を進めている。

アカウント名：【公式】北海道初山別村

ユーザーID：shosanbetsu_official

アカウントURL：

https://www.instagram.com/shosanbetsu.vill/shosanbetsu_official



(5) 教育分野におけるI C Tの活用

初山別村では、平成23年(2011)度に、教育機関等にi P a dを貸与し、同年度末からは、千歳科学技術大学の支援を受け、小学校5年生、6年生及び中学生の授業において活用を開始した。また、授業での活用のほか、修学旅行など屋外の活動においても活用されている。

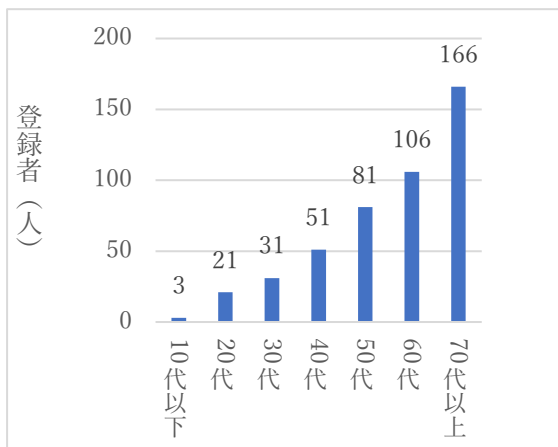
(6) 登録制メールの整備

平成23年(2011年)度から2年間かけて、北海道のモデル事業として初山別村の全村民を対象に防災情報、高齢者の安否確認など行政サービスや村民生活の利便性の向上を目的とした情報発信を行うためのシステム(以下「生活支援システム」という。)を構築する取組を行った。生活支援システムは、村民が所有する携帯電話のメールアドレスを登録することにより、登録されたメールアドレスに情報発信を行うことができるほか、携帯電話を所有していない村民に対しては、固定電話やファクシミリに情報発信することができ、村民のニーズに合わせた多様な情報発信手段として活用されている。

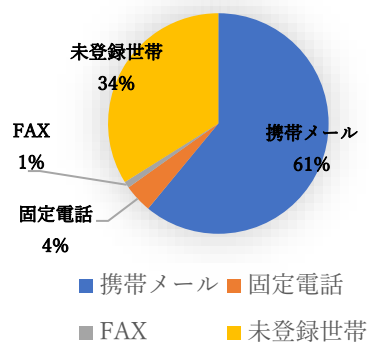
登録者は増加傾向にあり、令和4年(2022年)度末時点における登録者数は表5-3のとおりである。

【表 5 - 3】生活支援システムの登録者数 (令和 4 年度末時点人口 1, 080 人、528 世帯)

メール登録者	固定電話登録者	ファクシミリ登録者	合計
432	22	5	459



全世帯数における区分別登録世帯の割合



登録制メールには、高齢者の登録率が高く、若年層の登録率が低い傾向がある。若年層が利用する通信手段は、メールより SNS へ遷移している傾向にあることから、村でも若年層への情報発信力を向上させるため、令和 5 年 (2023 年) 度に L I N E 株式会社が提供するアプリケーション「L I N E」へ登録制メールの内容が届けられるようにサービス内容を拡充した。

アカウント名：初山別村
 ユーザー I D：@shosanbetsu



第6 ICTの活用に関する基本的方針

本計画は、総合振興計画を上位計画とし、総合振興計画における基本施策をICTの視点からとらえ、体系化するものである。したがって、本計画の基本理念及び基本方針は、総合振興計画が目指す将来像や基本目標を踏まえ設定する。

1 基本理念

総合振興計画で掲げる基本理念「自然を生かした活力ある村づくり」、「快適で元気に安心して生活できる村づくり」、「こころ豊かにたくましさを育む村づくり」及び「みんなが主役でみんなが一体となる村づくり」に基づき、将来像「人と自然 結び合いきらめく村 しょさんべつ」の実現をICTの活用により推進するため、本計画の基本理念を次のとおり設定する。

人と自然 情報でつなぎきらめく村 しょさんべつ
～ICTの恩恵を誰もが享受できる社会を目指して～

2 基本方針

基本方針		基本方針の方向性
1	ICTを活用した地域課題の解決	急速に進行する人口減少や少子高齢化による社会構造の変化など初山別村が抱える課題を解決し、安心・安全な住民生活や産業の生産性向上を実現するため、ICTの活用を推進する。
2	ICTを活用した村民の利便性向上	「すぐ使える」、「簡単」、「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、行政手続等のオンライン化を進めるとともに、マイナンバーカードの活用を推進する。
3	オープンデータの活用推進	さまざまな主体が容易に活用できるように、初山別村が保有するデータのオープンデータ化を推進する。
4	誰ひとり取り残さないデジタル化	地理的な制約、年齢その他要因に基づくICTの利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、必要な措置を講じる。

第7 ICTの活用に関する施策の展開

1 施策の全体像

上記第6の2で整理した4つの基本方針について、3年後の令和9年(2027年)度を目途に取り組むべき施策を示すとともに、その進捗状況を測るため、定性的又は定量的な取組目標を設定する。

基本方針1については、「暮らし」、「教育」及び「産業」の各分野における地域課題に対して取り組むべき施策を分類して整理し、また、基本方針4については、「人材育成」及び「普及・啓発」の観点から取り組むべき課題を整理する。

施策の全体像を表7-1に示す。

【表7-1】施策の全体像

区 分		取組内容
基本方針1	暮らし 医療・福祉 防災・防犯 交通・物流 環境・エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ● ICTを活用した暮らしの高度化 ● ICTを活用した安心・安全なむらづくり
	教 育	<ul style="list-style-type: none"> ● ICTを活用したスポーツ・文化活動における学びの機会創出
	産 業 農林業 水産業 観光・商工	<ul style="list-style-type: none"> ● ICTを活用した第1次産業における産業競争力の強化
基本方針2	行 政	<ul style="list-style-type: none"> ● ICTを活用した住民対応の多様化・弾力化 ● 庁内業務プロセスの改革 ● 情報セキュリティ対策及び個人情報の保護
基本方針3	オープンデータ	<ul style="list-style-type: none"> ● オープンデータの活用推進
基本方針4	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ● ICTを活用できる人材の育成
	普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● ICTの普及啓発活動の実施

2 基本方針1：ICTを活用した地域課題の解決

(1) ICTを活用した暮らしの高度化

ア オンデマンド交通の運行効率化



本村では、65歳以上の高齢者を対象としたオンデマンド型タクシー「しょさまる号」を運行し、利用者宅と村内の商店や診療所など目的地間をドア・ツー・ドアで結んでいる。今後、ますます高齢化が進み、運転をしない高齢者が増え、しょさまる号を存続させることの重要性は高まってくると予想される。

そこで、利用者のスマートフォンやパソコンなどからしょさまる号の位置が把握でき、また、乗車予約を受け付けられるなど利用しやすい仕組みを整備し、村内地域交通の維持、確保につなげる。

また、同一の目的地へ向かう利用者が乗り合いできる仕組みを検討する。

【取組目標】

インターネット経由でしょさまる号の予約ができる環境の構築

イ ゴミ分別情報のオープンデータ化



ゴミの収集日やゴミの分別方法について、村民からの問い合わせ件数が多く、村職員への負担が増加する傾向にある。

これを解決するため、各地域のゴミの収集日や分別方法についてオープンデータとして公開するとともに、公開情報を活用したアプリケーションを開発し、提供する。

これにより、村民がゴミの収集日等を常時確認できるようになり利便性が向上するとともに、村職員の業務負担の軽減にも寄与する。

【取組目標】

ゴミの収集日やゴミの分別方法に係る情報のオープンデータ化
スマートフォン向けアプリケーションの提供

指 標	目標値 (R8)	基準値 (R5. 12. 31)
アプリケーションの利用者数	300 人	0 人

ウ 村内物流の拠点づくり



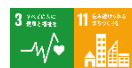
村内商店が数少ないことから、村民は、都市圏若しくは近隣町に所在する商業施設へ買い出し、市民生協又はインターネットを利用した買物により生活物資を入手している。運送業界の働き方改革により、運送業に従事する運転手一人当たりの走行距離に制限が課せられ、これまでどおりの長距離輸送ができなくなること、いわゆる 2024 年問題が発生することが懸念されている。

生活物資を取得することがさらに困難にならないように、インターネット上で買物代行や村民からの欲しい物資の要望を受ける窓口の設置や山間部の集落へドローンを用いた輸送を行う仕組みなど生活の質を維持できる仕組みを検討する。

【取組目標】

新しい買物の仕方を提供する仕組みの検討

エ 道路や街灯の損傷を通報する仕組みの構築



道路の陥没や街灯の損傷に係る情報は、村民が行政に比べていち早く発見できる。行政は、地域住民からの通報に基づき、状況確認を行い、修繕等の対応を行うこととなるが、道路等の安全を速やかに回復することを目的として、ウェブサイトの申請フォームなどを利用した通報する仕組みを構築し、修繕等対応までの時間短縮を図る。

【取組目標】

電子申請を利用した道路及び街灯の損傷通報システムの構築

(2) ICTを活用した安心・安全なむらづくり

ア 災害情報収集力の強化



気候変動による自然災害のリスクが高まっており、本村においても、令和4年度及び令和5年度において、大雨により村内河川が氾濫の危機に瀕した。災害情報の収集は、村職員が目視で行っているため、正確な情報を収集することに時間を要し、また、情報を把握したときには既に状況が変化していることがあり、迅速な対応に支障が生じている。

これらを解消するため、居住区を流れる村内河川の水位を監視するカメラを設置するなど目視以外の方法で状況確認できる環境を整備し、それらから収集できる情報に基づいた村民への避難指示等迅速な判断を行い、災害時の被害を最小限に抑える。

【取組目標】

防災に係るカメラ等の設置

村内河川や土砂災害警戒区域の状況を即時に確認できるシステムの構築

指 標	目標値 (R8)	基準値 (R5. 12. 31)
防災に係るカメラ設置数	5 台	1 台

イ 災害時におけるコミュニケーション手段の強靱化



災害時には、村だけでなく、自主防災組織や災害ボランティアなど様々な主体が避難所運営等必要な対応を行うこととなるため、地域内の共助の支援と強化を図る必要がある。

そのため、村内の指定避難所に公衆無線LANを整備し、及びタブレット端末を配備するなど自主防災組織、消防機関及び村が連携できる仕組みを整えるとともに、村民同士でも情報を共有し、支え合える環境を作り、防災力の強化を図る。

【取組目標】

村内の主要な指定避難所に公衆無線LAN環境を整備

災害時に貸出可能なコミュニケーションツールの配備

指 標	目標値 (R8)	基準値 (R5. 12. 31)
公衆無線LAN環境のある指定避難所数	4 か所	1 か所
コミュニケーションツール数	20 台	0 台

ウ 防災情報の見える化



村が保有する非常時の行政備蓄や避難経路などの防災情報は、一般住民が常時確認できるようにしておく必要がある。

そこで、防災情報のオープンデータ化や本村ホームページのコンテンツ拡充など非常時に活用できる取組を推進する。

【取組目標】

防災情報に係るデータのオープンデータ化

本村ホームページにおける防災コンテンツの拡充

指 標	目標値 (R8)	基準値 (R5. 12. 31)
防災情報に係るオープンデータ件数	5 件	1 件
防災情報を掲載したWEBサイト数	15 件	4 件

エ 水道事故の早期発見による被害軽減



本村では、毎年、冬季の水道管凍結による破損事故から床下浸水など大きな被害に発展した事例が数多く報告されている。水道検針の頻度が月に1度であり、異常な水道使用量を発見しにくいことが原因の一つである。

水道管破損の早期発見による被害の軽減を図るため、遠隔による自動検針を行う仕組みを整備し、常時漏水の監視を行う取組を推進する。

また、水道使用量が監視できる仕組みが整えられることにより、水道使用量が極端に少なくなった高齢者宅を訪問し、安否確認を行うなど新しい見守りの体制構築にもつなげられる。

【取組目標】

自動検針に係る通信端末を村内全戸に設置

指 標	目標値 (R8)	基準値 (R5. 12. 31)
通信端末の設置戸数	650 戸	0 戸
漏水発見までの要日数	3 日	30 日

(3) ICTを活用したスポーツ・文化活動における学びの機会創出



国は、教職員の働き方改革のひとつとして、休日における部活動の段階的な地域移行を進めている。一方、本村においては、バレーボールを例とする一部の運動部活動を村民が指導できる体制が整えられているものの、若者世代の人口流出や指導者の高齢化が原因となって、次世代の指導者の確保が難しいこと、また、児童及び生徒の部活動における選択肢が少ないことなどの課題がある。

そこで、将来的にも児童及び生徒のニーズに応えつつ、質の高い部活動を継続することを目指し、オンライン指導を受けられる環境整備やVR技術の活用など部活動の

地域移行への対応を検討していく。

(4) ICTを活用した第1次産業における産業競争力の強化

ア スマート農業・スマート畜産の推進



本村の農業及び畜産業においては、就業者の高齢化が進行し、次世代の担い手の不足が深刻化している。就農相談会への参加等新規就農者の獲得を目指した取組を継続して行っているものの、大きな成果には至っていない。

そこで、自動操舵トラクターや防除ドローンを導入するなど作業の負担を軽減することを目的とした施策を推進し、農産物の収量及び品質向上を実現するとともに、新規就業者にとって魅力的な地域を創生する。

【取組目標】

スマート農業・スマート畜産支援制度の施行

スマート農業・スマート畜産を導入する就業者の増加

指 標	目標値 (R8)	基準値 (R5. 12. 31)
導入による受益者	15 人	6 人

イ ICTを活用した有害鳥獣対策



本村では、近年、エゾシカやヒグマの増加が続いており、それに伴い農作物への被害も増加する傾向にある。また、エゾシカによる樹木への食害や森林被害のほかヒグマによる人的被害も懸念されており、早期の対策が必要である。

これまで、本村では、電気柵や固定罠の設置等の取組を進めてきているが、猟友会や村職員による定期的な巡回が必要であり、少子高齢化の影響から、巡回に係る作業負担が大きくなる傾向である。

そこで、固定罠や山間部に鳥獣センサーの設置、遠隔監視用ドローンの導入など有害鳥獣を監視するとともに、情報を猟友会や村職員へメールで自動的に共有する仕組みを構築し、有害鳥獣の被害抑制を図る。

【取組目標】

鳥獣センサー等を設置し、有害鳥獣を効率的に把握する

指 標	目標値 (R8)	基準値 (R5. 12. 31)
鳥獣センサー等の設置個数	20 個	0 個

3 基本方針2：ICTを活用した村民の利便性向上

(1) ICTを活用した住民対応の多様化・弾力化

ア 行政手続の電子化



国の主導により、行政に対する各種申請における押印の廃止が進められている

が、現状、従前どおりの書面提出による方法が申請のほとんどを占めている。申請書の提出や手書きによる記入には、手間がかかるだけでなく、誤字などによる修正により、許認可までに多くの時間を要することもある。

そこで、マイナポータルやウェブサイトの入力フォームなど申請するプラットフォームを検討しつつ、施設の利用申請や住民票の交付申請など申請件数が多いものから、段階的に手続の電子化に取り組んでいく。

また、来庁者の申請書作成の手間を削減するため、来庁者から村職員が聞き取った内容から申請手続が完了する、いわゆる「書かない窓口」の実装に向けた検討を行う。

【取組目標】

電子申請可能な手続の拡充
書かない窓口の設置を検討

指 標	目標値 (R8)	基準値 (R5. 12. 31)
電子申請可能な手続の業務数	20 個	0 個



イ 24 時間 365 日問い合わせ対応窓口の設置

子育て世帯や高齢者などそれぞれの世代が様々な困りごとを抱えている。そのような困りごとの問い合わせの方法は、電話や村ホームページ検索のほか、場合によっては来庁する村民もいるが、公共バスの運行数の減少により、来庁までの時間的負担が大きくなっている。また、特に冬期間においては、悪天候により事故に巻き込まれるリスクも高い。

このような村民の負担軽減やリスク回避を図るため、A I を用いて定形的な問い合わせを分析し、対応を自動化するなどの取組を実施し、いつでもどこにいても正確で迅速な住民対応ができる環境を整えることを検討していく。

【取組目標】

村民の問い合わせに対する自動応答の仕組みを構築



(2) 庁内業務プロセスの改革

行政手続の電子化に並行して、庁内の紙に依存した業務形態を見直し、情報タブレットを利活用できる環境整備、A I やR P Aを用いた業務の効率化を図るなど庁内業務のコスト削減に努める。

また、デジタル化した公文書の適正な管理を行うために、文書管理システムの導入を検討していく。

【取組目標】

業務の自動化による時間外勤務の削減、印刷費等のコスト削減
会議におけるペーパーレス化の実現

(3) 情報セキュリティ対策及び個人情報の保護



ICTの発展に伴い、利便性の追求のみならず、高度化するサイバー攻撃に対し、適切な情報セキュリティ対策を両立する必要がある。初山別村ではこれまで、庁内ネットワークをマイナンバー利用事務系、LGWAN接続系及びインターネット接続系の三層に分離し、セキュリティの強靱化を図ってきたが、総務省の「三層の対策」の見直しを受けて、令和4年度において、LGWAN接続系とインターネット接続系の分割の見直しを行っている。今後も、業務の効率化及び利便性の向上を目指すとともに、人的及び機械的セキュリティ対策等、適切なセキュリティの確保に努めていく。

また、オープンデータの公開等に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び初山別村個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に基づき個人の権利利益が不当に損なわれることのないような措置を講じる。

4 基本方針3：オープンデータの活用推進



北海道が推進する「北海道 Society5.0」の実現に向けた「データの利活用」の取組として、本村においても、令和4年度に本村が保有する介護サービス事業所、医療機関及び指定緊急避難場所の3つのデータを機械判読可能な形式で「北海道オープンデータポータル」において公表している。

今後も、高齢者支援、子育て支援、観光振興、経済活性化及び行政事務の効率化等に資するため、地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、新たなサービスの創出につなげるため、国が公開することを推奨している「自治体標準オープンデータセット」を参考として、本村が保有するデータのオープンデータ化を推進する。

【取組目標】

機械判読可能な形式のオープンデータ公開件数の増加

指 標	目標値 (R8)	基準値 (R5. 12. 31)
オープンデータ公開件数	20 件	3 件

5 基本方針4：誰ひとり取り残さないデジタル化

(1) ICTを活用できる人材の育成



ICTに係る施策をより一層推進するためには、情報システムの構築だけでなく、それを利用する職員がICTに関する知識を身に付け、また、利用者の効果を最大化するサービス設計ができるデザイン思考を身に付ける必要がある。

そのため、係長級以下の若手職員を中心に、業務を遂行する上で必要なシステム操作に係る研修やICTを活用した地方創生に関する事例研究を行う研修を実施する。

また、eラーニングの実施や留萌中北部加速化連携事業等他の機関が主催するセミ

ナーに積極的に参加することを促進し、業務の生産性や行政サービスの利便性向上を目的とした思考力の醸成を図る。

【取組目標】

- 村役場が主催する I C Tに係る職員研修の実施
- 他機関が主催する I C Tに係る職員研修への参加
- e ラーニングの実施

指 標	目標値 (R8)	基準値 (R5. 12. 31)
研修又は e ラーニングの実施回数	5 回/年	1 回/年
講師を招へいするセミナーの実施回数	3 回/年	0 回/年

(2) I C Tの普及啓発活動の実施

ア 高齢者向け I C T講座の実施



スマートフォンを所有しているけれども使える機能が限定的である、使い方が分からないから所有できないという悩みを抱える高齢者から、使い方を教える講座を開講してほしいという需要がある。

このような使いたくても使えないという悩みを抱える高齢者に対し、行政、社会教育機関及び地域おこし協力隊など様々な主体が連携し、高齢者のスキルに応じた講座や日常生活における I C Tに対する相談窓口を設置することにより、I C Tの村民普及を図るとともに、村民が抱えるニーズの把握に努める。

【取組目標】

- 高齢者のスキルに対応した村民向け I C T講座の開催
- I C Tに対する相談窓口の設置

指 標	目標値 (R8)	基準値 (R5. 12. 31)
村民向け I C T講座の開催件数	1 件/月	0 件/月
村民からの相談受付件数	10 件/月	0 件/月

イ 情報発信手段の多様化による拡散力の強化



本村の行政情報等は、村ホームページ及び広報誌による発信のほか、緊急性の高い情報については、生活支援システムを用いたメール配信による方法により伝達してきた。令和5年度には、株式会社 L I N E が提供するアプリケーションを用いた伝達も開始され、徐々に情報発信手段が多様化してきている状況である。

今後も迅速で分かりやすい情報発信を目指し、村ホームページの多言語対応及びマルチデバイス対応並びにリッチメニュー等を活用した L I N E 公式アカウントで利用できるサービスの拡充を随時検討し、実施していく。

また、関係人口及び交流人口向けには、インスタグラムを活用して、静止画だけで

なくショートムービーを作成するなど観光情報の発信力を強化していく。

【取組目標】

ホームページの多言語化、マルチデバイス対応などによるアクセシビリティ向上

L I N E公式アカウントで利用可能なサービスの拡充

インスタグラム等S N Sを利用した外部向け情報発信力の強化

指 標	目標値 (R8)	基準値 (R5. 12. 31)
ホームページのアクセス件数	2,000 件/月	1,000 件/月
L I N E公式アカウントのサービス数	6 件	0 件
インスタグラム投稿数	24 件/年	8 件/年

第8 施策の推進体制

1 推進体制の整備について

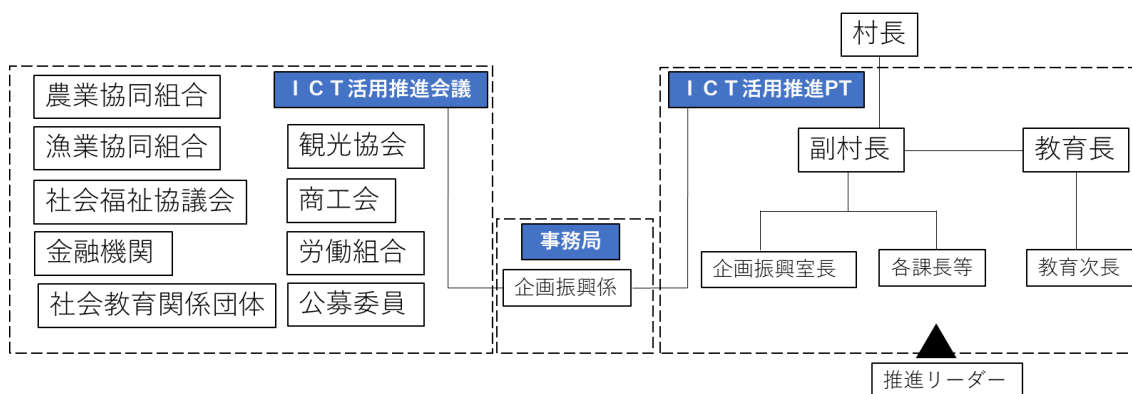
ICTの活用を推進していくためには、各種施策を担う課のみならず、庁内全部署が連携、協力していく必要がある。令和5年6月1日付けで、役場庁内に部署横断的な「初山別村ICT活用推進プロジェクトチーム」を組織し、計画の策定を進めてきたが、本計画の推進期間における施策の推進については、同組織が引き続き担う。

また、各種施策の事業担当課に推進リーダーを置き、推進リーダーは、事業推進に当たって、ICTの活用に関する村民や事業者等の声を取り入れることとする。

2 計画の進捗管理について

本計画の推進に当たっては、計画に基づく施策の進捗状況を毎年度把握し、村内の事業者組合、社会教育関係団体、金融機関などから推薦を受けた者及び公募により選出された外部有識者からなる「初山別村ICT活用推進会議」による点検・評価を行い、その結果について公表する。

また、技術の進展等社会情勢の変化を踏まえて、必要に応じて計画内容や推進期間の見直しを図ることとする。



用語集

A

A I ・ 1

Artificial Intelligence の略称。人工知能

B

Beyond 5 G ・ 7

第 5 世代移動通信システム（5G）の特徴的機能の更なる高度化に加え、「超低消費電力」、「自律性」、「超安全・信頼性」などの機能を加えた 2030 年代に導入される次世代の情報通信インフラ。

E

e ラーニング ・ 33

パソコンやタブレット端末などの情報技術を用いて行う学習。

I

I C T ・ 1

Information and Communication Technology の略称。情報処理及び通信技術の総称。

I o T ・ 8

Internet of Things の略称。「モノのインターネット」と呼ばれ、あらゆるモノがインターネットに接続し情報をやり取りすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生

み出すというコンセプトを示したもの。

L

L G W A N ・ 32

Local Government Wide Area Network の略称。地方公共団体間を相互に接続する行政専用のネットワーク。

M

M a a S ・ 13

Mobility as a Service の略称。スマートフォンアプリにより、地域住民や旅行者一人ひとりの行動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済を一括で行うサービス

R

R P A ・ 10

Robotic Process Automation の略称。ロボットによる業務の自動化。

S

S D G s ・ 5

Sustainable Development Goals の略称。持続可能な開発目標。2015 年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

SNS ・ 6

Social Networking Service の略称。登録した利用者だけが参加できるインターネットのウェブサイト。

Society5.0 ・ 5

IoT やビッグデータ、AI 技術など実用化の進展に伴って生じる社会全体の大きな変革を「狩猟社会」、「農耕社会」、「工業社会」、「情報社会」に続く、歴史上 5 番目の新しい社会の到来であると位置づけた、仮想空間と現実社会が高度に融合した未来社会。

SWOT 分析 ・ iv

組織における外部環境と内部環境を強み、弱み、機会、脅威の 4 つの要素で要因分析することで、組織の将来的な方向性や改善点を検討する手法。

V

VR ・ 30

Virtual Reality の略。仮想の世界を現実のように体験できる技術。

あ

アクセシビリティ ・ 34

高齢者や障がい者を含む誰もがサービスを支障なく利用できること。

アプリケーション ・ 6

ワープロソフト、表計算ソフト、画像編集ソフトなど作業の目的に応じて使うソフトウェア。アプリともいう。

い

イノベーション ・ 1

技術革新にとどまらず、これまでとはまったく違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

う

ウェアラブル端末 ・ 13

腕や頭部など身体に装着して利用する ICT 端末。

え

遠隔医療 ・ 15

患者と医療従事者とが直接対面することなく、情報通信ネットワークを活用して伝送された画像や臨床データに基づいて行う健康増進又は医療に関する行為。

お

オープンデータ ・ 2

国や地方公共団体、企業などが保有する二次利用可能なルールの下で、機械判読に適した形式で公開されたデータ。

オンデマンド交通 ・ 26

予約型の運行形態の公共輸送サービス。

き

緊急情報ネットワークシステム ・ 22

L G W A N を利用した国と地方公共団体間の緊急情報を双方向通信するためのシステム。E m - N e t と呼ばれる。

く

クラウド・2

従来は利用者のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するもの。

さ

サイバーセキュリティ・1

データの情報漏えいや滅失又は毀損の防止のための必要な措置、並びに情報システム・情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のための必要な措置。

し

自治体標準オープンデータセット・32

オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的として、政府が地方自治体に対し、作成・公開することを推奨するデータ群。

ショートムービー・34

アプリケーションや SNS で配信する2分程度以内の動画。組織の認知度を高めることを目的に利用される。

す

スマート畜産・30

ロボット技術や ICT を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな畜産業。

スマート農業・30

ロボット技術や ICT を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業。

スマートフォン・1

従来の携帯電話端末が有する機能に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末。

せ

全国瞬時警報システム・22

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を市町村防災行政無線等を利用して、国から住民まで瞬時に伝達するシステム。J-ALERTとも呼ばれる。

た

第5世代移動通信システム・7

「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった特徴をもつ移動通信システム。「5G」ともいう。

て

デザイン思考・32

利用者がサービスの利用を通じて得られる利便性等の効果や利用前後の心理的、感情的変化までを含めた体験全体を最良化することを目指してサービスを設計する考え方。

デジタルデバイド・2

ICTを利用できる者と利用できない者との間の格差。

デジタル田園都市国家構想・11

「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という構想。デジタルトランスフォーメーション・9

2004年にウメオ大学（スウェーデン）のエリック・ストルターマンが提唱した概念。デジタル技術の活用を通じて、将来においても当たらない付加価値を生み出せるよう従来のビジネスや組織を変革すること。

テレワーク・4

ICTを利用して、時間や場所に制約されず働く労働形態。

電子申請・28

紙で行う行政機関に対する申請や届出をインターネット経由で行うこと。

と

ドア・ツー・ドア・26

出発地点から目的地までの運行経路を単独の運送人が一貫して行うこと。

ドローン・13

無人で遠隔操作や自動制御などにより飛行できる航空機。

は

パーソナルデータ・1

個人を識別できる情報（個人情報）のほか、個人の属性や行動履歴等個人に関する様々な情報。

ひ

光ファイバー・6

ガラスや高性能プラスチックなどで構成される光の伝送路。

ビッグデータ・11

膨大で、かつ、構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析すること

で新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群。

ふ

プラットフォーム・2

ICTを利用するための基盤となるハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク事業及びそれらの基盤技術。

ま

マイナポータル・31

子育てや介護など行政手続の電子申請のほか、行政機関等が保有する本人の情報確認や行政機関等からの通知の受信ができるサービスを提供するウェブサイト。

マイナンバー・2

住民票を有する全ての住民（外国人を含む。）が持つ12桁の番号。社会保障制度、税制、災害対策など法令で定められた事務手続において、個人の特定を確実にかつ迅速に行うために使用される。

マルチデバイス対応・33

ひとつのソフトウェアやサービスを複数種類のデバイスから同じように利用できること。

り

リッチメニュー・33

トーク画面下部に固定で表示できるLINE公式アカウントの機能のひとつ。

れ

レジリエンス・5

組織において、社会や市場の変化によって生じるリスクや困難を乗り越え、適応する能力。

ろ

ローカル5G・7

通信事業者ではない企業や地方公共団体が、主に建物や敷地内での利活用のために構築する5Gネットワーク。

わ

ワーケーション・13

「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、普段の職場を離れ、観光地やリゾート地などで休暇を楽しみながらテレワークなどで仕事もする働き方・休み方。